

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

健康福祉局介護保険課長

令和3年4月1日以降の要介護認定制度について

平素より、横浜市の介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年4月1日より、社会保障審議会介護保険部会における議論も踏まえ、介護保険法施行規則が改正される予定です。このことから、横浜市での取り扱いは、下記のとおりとさせていただきます。

引き続き、要介護認定へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1 更新申請の認定有効期間の延長について

更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度判定された者（簡素化対象者を含む）について、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能とします。

2 開始時期について

令和3年4月1日以降の申請分から適用できることとします。

3 資料

- (1) 全国介護保険担当課長会議資料抜粋（令和2年7月31日老人保健課）
- (2) 要介護認定に係るQ&Aについて（令和2年3月13日厚生労働省事務連絡）

（連絡先）横浜市健康福祉局介護保険課
要介護認定担当
TEL 045-671-4256
FAX 045-550-3614
E-mail kf-kaigonintei@city.yokohama.jp

全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日（金）

老人保健課

6. 要介護認定の見直しについて

- 要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、近年、年間認定者数が増加傾向にあることに伴う認定事務負担の増大等により、申請から認定までの期間の長期化が課題となっている。今後も、要介護認定の申請件数の増加が見込まれる中、各保険者において要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制確保をお願いしたい。
- 令和2年4月1日より、社会保障審議会介護保険部会における議論も踏まえ、介護保険法施行規則を改正し、認定調査を指定市町村事務受託法人に委託する場合について、介護支援専門員以外の医療、福祉の専門的知識を有している者も認定調査を実施できる取扱とした。
本改正後も、指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とするものではあるが、質の確保に留意しつつ、要介護認定に係る体制整備の一環として活用を検討されたい。
なお、公平・公正かつ適切な認定調査を行う上では、認定調査員として任用した後も認定調査を含めた要介護認定制度への理解を深めていくことが重要である。市町村の中には、認定調査を直接雇用の職員のみが実施する体制の構築のほか、経験年数が長い職員による認定調査への同行やグループワーク等による研修、定期的なミーティング、認定調査員向けのeラーニングの受講等により、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の向上を図っている場合があることから参考にされたい。
- さらに、令和3年4月1日からは、介護保険法施行規則を改正し、更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能とすることを予定しているので、ご承知おきいただきたい。
- このほか、介護認定審査会における更なる審査簡素化について、実態把握を引き続き実施し、その結果を踏まえ検討していくこととされており、今後その検討結果に応じ、令和3年4月に通知改正や認定ソフト2018の改修も生じうるのでご留意いただきたい。
- 「認定ソフト2018」のバージョンアップについては、「令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」においてお知らせしたところであるが、改めて令和2年度末を目処にリリースする「認定ソフト2018」の改定予定内容を整理すると以下のとおりであるので、ご承知おきいただきたい。

【更新事項（予定）】

- ① 医療被保険者番号の追加
（要介護認定申請書に医療被保険者番号の記入欄を新たに設ける予定）
- ② 主治医意見書の選択式項目の追加
（主治医意見書における選択式の項目について、既に要介護認定情報として送信することとしている項目以外についても、送信をお願いする予定）

- ③ 有効期間の変更
(更新認定の直前の要介護度と同じ要介護度になった者の有効期間の上限を36ヶ月から48ヶ月に拡大)。
 - ④ 認定調査票(概況調査)の「施設利用」の項目の追加。
 - ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストの入力及び送信機能の追加。
-
- ※1 「令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」でお知らせした以降、新たに加わった項目は①, ②である。
 - ※2 介護事務システムにおいて要介護認定事務を行う市町村におかれては、上記項目のうち、①, ③, ④の改修は必須となるので、ご留意いただきたい。
 - ※3 各項目の詳細な内容については追ってお知らせする予定。

要介護認定制度の見直し（有効期間）

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H24年度改正）
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H23年度改正）
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	6ヶ月→12ヶ月 （H16年度改正）	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月（H27年度改正）※1 →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正） →3ヶ月～48ヶ月（R3年度改正予定）※2
	前回要介護 → 今回要介護	6ヶ月→12ヶ月 （H16年度改正）	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月（H16年度改正） →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正） →3ヶ月～48ヶ月（R3年度改正予定）※2
	前回要支援 → 今回要介護 前回要介護 → 今回要支援	6ヶ月→12ヶ月 （H27年度改正）※	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H23年度改正） →3ヶ月～24ヶ月（H27年度改正）※1 →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正）

※1 市町村全域で介護予防・日常生活支援総合事業を開始した場合に適用。

※2 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定に係るQ & Aについて

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会。以下「部会意見」という。）を踏まえ、令和2年4月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託したとき、当該法人は、認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いを見直すことや、令和3年4月から、更新認定において、直前の要介護度と同じ要介護度となった者の有効期間の上限を、現行の36ヶ月から48ヶ月にすること等を予定しています。

本件に関連した事項を含め、要介護認定について下記の通りQ & Aを作成いたしましたので、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q1 要介護認定の有効期間は介護認定審査会が個々の高齢者の状態等に応じて定めるものと承知しているが、要介護認定の更新にあたり要介護度が変わらない場合など一定の要件を定めた上で、何ヶ月の有効期間を基本とする等の基本的な考え方を予め定めておくことは差し支えないか。

A1 差し支えない。一方、策定に当たっては、介護認定審査会の意見を踏まえる必要があるとともに、要介護認定においては個々の高齢者の状態等を踏まえ判断することが重要であることから、指針の設定により、こうした判断を妨げることがないよう留意されたい。

Q2 48ヶ月まで有効期間の設定を可能にするとのことだが、具体的にどのような状態の者が対象となるのか。

A2 48ヶ月までの長期の有効期間とすることができる状態については、要介護認定においては個々の高齢者の状態等を踏まえ判断する必要があることから、具体的に提示することは困難である。

なお、現行の制度においては、別紙の通り、全国の更新認定の50%以上が最長の有効期間としている。

Q3 「令和2年4月からの要介護認定制度の改正案について」（令和2年2月3日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、指定市町村事務受託法人で認定調査を行える者として、「介護保険法施行規則第113条の2第一項及び第二項に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上の者」ということが示されたが、高齢者の診療を行う保険医療機関に看護師として従事していた経験がある場合も、介護に係る実務経験に含めて考えて差し支えないか。

A3 差し支えない。

Q4 平成11年9月17日の全国介護保険担当課長会議において、適用除外施設に入所している者（被保険者以外の者）の要介護認定申請については、退所して被保険者となる3ヶ月前から受け付けることが適当とされているが、退所後に速やかに介護サービスの利用が必要となるときに、3ヶ月では利用調整が困難な場合がある。適用除外施設から介護保険施設に入所する必要があるなど、早期に要介護認定を行う必要がある場合には、3ヶ月より前から認定申請を受け付けるなどの対応が認められないか。また、刑務所等矯正施設に入所している者に対し、同様の対応を行うことは認められるか。

A4 適用除外施設や刑務所等矯正施設に入所している者について、退所に当たって、退所後の介護サービスの利用調整を行う上で、早期に要介護認定を行う必要があると市町村が認める場合には、3ヶ月より前に要介護認定申請を受け付けることも差し支えない。

なお、施設等に入所している間に認定調査を行った場合、退所後の環境で生じる介護の手間は、認定調査時と変わることが想定されるため、有効期間を定める際には、その点も十分に勘案されたい。

Q5 厚生労働省が行っている「要介護認定適正化事業」では、「技術的助言事業」として、介護認定審査会の傍聴や傍聴後に意見交換等を行っているが、これも参考にした取組を、市町村内の合議体間や市町村間で実施することは、「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日老発0930第6号）において介護認定審査会を原則非公開とすることの例外として捉えてよいか。

A5 差し支えない。なお、傍聴される市町村の介護認定審査会の承諾を得るとともに、傍聴を認めた場合であっても、介護認定審査会の審査判定が適切にされるよう配慮されたい。

要介護度別／申請区分別の有効期間の状況

別紙

	6カ月未満	6カ月	7～11カ月	12ヶ月	13～23カ月	24ヶ月	25～35カ月	36ヶ月
新規	0.1%	9.6%	0.0%	90.2%				
更新	0.0%	1.8%	0.0%	16.2%	0.1%	27.4%	0.0%	54.4%
変更	0.1%	7.5%	0.0%	92.4%				

(要介護度別内訳)

要支援1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.3%	94.7%		
更新	0.2%	18.5%	32.1%	49.2%
変更	9.0%	91.0%		

要支援2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.7%	94.3%		
更新	0.1%	18.8%	31.6%	49.4%
変更	4.3%	95.7%		

要介護1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	18.2%	81.8%		
更新	8.0%	24.1%	26.4%	41.6%
変更	19.6%	80.4%		

要介護2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.1%	91.9%		
更新	0.1%	16.1%	29.0%	54.7%
変更	5.1%	94.9%		

要介護3	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	9.9%	90.1%		
更新	0.2%	14.7%	29.0%	56.0%
変更	5.4%	94.6%		

要介護4	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	10.3%	89.7%		
更新	0.4%	10.8%	25.6%	63.2%
変更	5.9%	94.1%		

要介護5	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.4%	91.6%		
更新	0.3%	5.5%	19.1%	75.1%
変更	5.3%	94.7%		

※ 出典：介護保険総合データベース。平成31年3月に有効期間がある認定データについて、要介護度別／申請区分別に有効期間を集計（令和元年10月集計）。

※ 小数点第二位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があり、0.0%の表記となっている内訳にも実数がある。